

●香川県議会告示第2号

香川県議会個人情報保護審査会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

香川県議会議長 高 城 宗 幸

香川県議会個人情報保護審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年香川県条例第39号。以下「条例」という。）第56条の規定に基づき、香川県議会個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 香川県議会個人情報保護審査会規程（平成17年香川県議会告示第3号）は、廃止する。